

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

転勤費用

Q: 私は来月、東京の本社勤務から大阪支店へ転勤になり、単身赴任することになりました。転勤にかかる旅費及び引越費用を会社から支給されますが税務上どう取り扱われますか。

A: 所得税法において、非課税所得に次のように規定しています。

給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行ため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職若しくは退職した者若しくは死亡による退職をした者の遺族がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行について通常必要であると認められるもの

つまり、旅費や引越費用について、通常社内旅費規定に基づき一定額が支払われることが多いが、これらの費用については通常必要と認められる範囲内であれば課税上問題はありません。

実際に支払った旅費や引越費用が社内旅費規定に基づき支給された額より少なくともその差額については課税されませんのでご安心を!

